

原発ADR 説明会&相談会

その場で、
申立てを
受付けます。

賠償請求はお済みですか？証拠がなくても請求可能な場合があります。

主催：福島県司法書士会 後援：日本司法書士会連合会 協力：原子力損害賠償紛争解決センター

郡山

日時 令和2年2月5日(水)
説明会：16時～17時
相談会：16時～18時

会場 〒963-8014
郡山市虎丸町7-7
郡山市労働福祉会館



富岡

日時 令和2年2月8日(土)
説明会：13時～14時
相談会：13時～16時

会場 〒979-1151
双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1
富岡町文化交流センター 学びの森



いわき

日時 令和2年2月19日(水)
説明会：16時～17時
相談会：16時～18時

会場 〒970-8026
いわき市平字堂ノ前22
いわき市労働福祉会館



2月は、相続登記はお済みですか月間です。
相続登記に関するご相談もお受け致します。

お問い合わせ先

福島県司法書士会 TEL.024-534-7502

〒960-8022 福島市新浜町6番28号

<https://fk-shiho.com> または

福島県司法書士会

で

検索

13:10
既読

やまゆりさん、お久しぶりです。避難生活は落ち着きましたか。



けやきさん



やまゆりさん

はい。知らない土地で子どもの学校等、なにかと苦勞しましたが、今は、落ち着いてきました。

13:13

13:15
既読

そうでしたか、それは大変でしたね。そういえば、東電への賠償請求は済ませましたか？



けやきさん



やまゆりさん

はい。請求してみました。ただ、給与減収分の賠償金額には、納得がいきませんでした。でも、仕方ないですね。

13:16

13:18
既読

なるほど。話によれば、原発ADRを利用して追加の賠償が認められたケースがあるみたいですよ。あきらめずに請求してみましょうよ！



けやきさん



やまゆりさん

えっ!原発ADR?追加の賠償?

13:20

13:23
既読

司法書士が損害賠償請求の説明会と相談会をしているみたいだから、相談してみたらどうですか？



けやきさん



やまゆりさん

はい!相談してみます♪(´▽`)

13:28

原発ADRにより、次のようなケースで、以下の賠償金が認められています。

- 旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められたケース(和解事例・816-1)

和解金 501万7,000円

(東京電力が支払い済みの賠償金
306万円⇒195万7,000円の増額)

- 帰還困難区域に居住していた申立人らについて、原発事故による避難の結果、同居していた家族の別離が生じたとして、平成23年4月分から別離状態が解消した平成27年1月分までの日常生活阻害慰謝料(月額3万円の増額分)が賠償されたケース(和解事例・1369)

和解金 138万円(増額)

上記の事例は、「原子力損害賠償紛争解決センター」のホームページ内「和解事例の公表について」から引用しています。詳しくは、[原子力損害賠償紛争解決センター](#) で [検索](#)

※原発ADRとは、中立公正な国の機関(原子力損害賠償紛争解決センター)での和解仲介手続きのことです。仲介のための費用は無料で、誰でも利用することができます。また、140万円以下の請求であれば、認定司法書士が代理することも可能です。詳しくは、司法書士にご相談ください。